

4. 猫の保護(愛護)及び管理に関する要綱等の概要

平成26年4月1日現在

| 都道府県・市区町村名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的(趣旨) | 内容 | 様式 | 備考 (平成25年度) |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 札幌市 (北海道) | ねこの保護及び管理に関する指導要綱 昭和58年4月1日施行 | ねこの保護及び管理に関し必要な事項を定め、ねこの飼育者がねこを適正に飼育管理するとともに、ねこが人に迷惑を及ぼすことのないよう飼育することを目的とする。 | ・飼養者の遵守義務 ・指導及び助言 ・繁殖の制限 ・捨てねこの禁止 ・飼養不能・不用ねこの引取り ・ねこの死体収容 ・負傷ねこの保護 | 所有権放棄届 | 人口 猫引取り 約194万人 1,607頭 |
| 旭川市 (北海道) | 旭川市飼い主のいない猫不妊措置事業実施要領 平成25年6月14日施行 | 飼い主のいない猫の不妊去勢措置及び飼養管理について必要な事項を定め、猫による市民の生活環境が損なわれることを防止し、猫の引き取りや殺処分を減少させることを目的とする。 | ・「飼い主のいない猫」の定義 ・不妊措置申請・承認手続き ・不妊措置の承認基準 ・不妊措置実施方法 ・保護器の貸出し手続き ・保護器飼養者の遵守事項 | 承認申請書、承認通知書 承認台帳、承認取消通知書、実施事業完了報告書、実施申請書、実施台帳、保護器貸出申込書 | 人口 猫引取り 約34万人 575頭 |
| 遠別町 (北海道) | 遠別町ペットの保護及び管理に関する規則 平成17年4月1日施行 | 犬、猫、子鳥、小動物の飼育に関する事項を定めて、住民の身体及び財産に対する侵害や迷惑を及ぼすことのないよう、衛生的かつ安全に飼育することを目的とする。 | 飼養者の遵守義務 指導及び助言 指導員 繁殖の制限 ねこの捕獲 | | 人口 2,915人 |
| 宇都宮市 (栃木県) | 宇都宮市猫の適正飼養に関するガイドライン 平成22年3月策定 (平成25年9月1日改正) | 飼い主が猫の習性、行動などを理解し、猫の適正飼養を啓発するとともに、適切な管理によって野良猫の数の減少を目的としている。 | ・飼い猫の適正飼養について ・飼い主のいない猫の適正管理について | | 人口 猫引取り 約51.6万人 355頭 |
| 埼玉県 | 埼玉県地域猫活動推進事業費補助金交付要綱 平成24年6月策定 平成24年7月1日施行 | 地域における野良猫対策としての「地域猫活動」への取組を促進するため、地域猫活動に要する経費を補助する市町村(政令市・中核市を除く)に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。 | ・定義 ・モデル地区の指定 ・補助対象者 ・補助対象経費 ・補助額及び補助対象期間 ・様式等 | ・事業計画書 ・モデル地区指定書 ・補助金交付申請書 ・補助金交付決定通知書 ・補助金請求書 ・実績報告書 ・補助金確定通知書 | 人口 猫引取り 約563万人 919頭 |
| さいたま市 (埼玉県) | さいたま市飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費助成金交付要綱 平成16年11月4日公布 平成16年11月4日施行 (平成25年4月1日改正) | 市内に生息する飼い主のいない猫に対し、去勢手術又は不妊手術(以下「手術」という。)を行うことを奨励し、不必要な繁殖による猫の増加を抑え、地域の快適な生活環境の整備及び猫の適切な飼い方と動物の愛護及び管理についての意識の高揚を図る。 | ・飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費の助成額 ・対象となる条件 ・交付決定等 | ・飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費助成金交付申請書 ・飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費助成金交付決定通知書 ・飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費助成金不交付決定通知書 ・さいたま市飼い主のいない猫の去勢・不妊手術完了証明書 | 人口 助成頭数 約125.5万人 620頭 |
| 和光市 (埼玉県) | 和光市猫の去勢・不妊手術費補助金交付要綱 平成9年3月19日公布 平成9年4月1日施行 (平成23年4月1日改正施行) | 野良猫等に去勢手術又は不妊手術を行うことにより、不幸な猫を減らし、近隣に対する危害及び迷惑を未然に防止し、もって公衆衛生の向上及び市民生活の安全を図るため、去勢・不妊手術に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 | ・定義 ・補助対象経費 ・補助金 ・補助金の交付申請等 | ・補助金交付申請書 ・補助金交付決定通知書 | 人口 猫引取り 約8.2万人 - |
| 吉見町 (埼玉県) | 吉見町八丁湖地域猫活動費補助金交付要綱 平成24年9月決定 平成24年10月1日施行 | 野良猫への不妊去勢手術や給餌、トイレの設置などの活動の補助金の交付について必要な事項を定める。 | ・補助対象団体 ・補助対象経費 ・補助額等 | ・補助金交付申請書 ・補助金交付決定書 ・実績報告書 ・補助金確定通知書 | 人口 猫引取り 約2.0万人 - |
| 上尾市 (埼玉県) | 上尾市地域猫活動事業補助金交付要綱 平成25年6月28日決裁 平成25年6月28日施行 | 野良猫対策を推進するため、地域猫活動を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 | ・定義 ・補助対象者 ・補助対象事業 ・補助対象経費 ・補助金額等 | | 人口 猫引取り 約22.5万人 - |
| 入間市 (埼玉県) | 入間市地域猫活動補助金交付要綱 平成25年9月決定 平成25年10月1日施行 | 地域猫活動を実施する団体に対し、その活動に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、地域における野良猫対策としての地域猫活動を促進することを目的とする。 | ・定義 ・補助対象団体 ・補助対象経費 ・補助金額等 | ・事業計画書 ・事業報告書 | 人口 猫引取り 約14.9万人 - |
| 秩父市 (埼玉県) | 秩父市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱 平成26年3月26日告示 平成26年4月1日施行 | 飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、もって公衆衛生の向上及び動物愛護精神の高揚を図るため、予算の範囲内において秩父市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金を交付することについて、秩父市補助金等の交付手続等に関する規則に定めるもののほか、必要な事項を定める | ・定義 ・補助対象者 ・補助金額等 | ・補助金交付申請書 ・補助金交付決定通知書 ・補助金不交付決定通知書 | 人口 猫引取り 約6.4万人 - |

| 都道府県・市区町村名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的(趣旨) | 内容 | 様式 | 備考 (平成25年度) |
|---------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 千葉市 (千葉県) | 千葉市猫と共に暮らすためのガイドライン ～猫の適正飼養ハンドブック～ 平成23年3月作成 (平成26年4月1日改正) | ・猫の習性或適正な飼養及び管理の重要性について、猫を飼っている方、世話している方のみならず、地域の方にも共通の理解、認識をもつていただき、人と猫の調和のとれた、人と猫が共生できるまちづくりを進めることにより、猫問題の解決を図る。 ・避妊去勢手術などを広めることにより、生涯を全うできない不幸な猫を減らし、猫の引取り頭数、殺処分頭数の減少を図る。 | ・定義 ・猫の歴史 ・猫の習性 ・飼い猫の適正飼養 ・飼い主のいない猫の適正管理 ・困った場合の相談先 ・関係法令等 | | 人口 猫引取り 約96.3万人 214頭 |
| 船橋市 (千葉県) | 船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン 平成23年4月1日作成 (平成25年9月1日改正) | 飼い主の責務・飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫に係わる際の遵守事項などを明確にすることによって、適正飼養や動物愛護への理解を深め、人と猫がなかよく共生できるまちづくりを進めることを目的とする。 | ・猫の本能・習性 ・飼い主の責務と飼い猫の適正飼養 ・飼い主のいない猫対策(地域猫活動について) | | 人口 猫引取り 約62万人 323頭 |
| 青ヶ島村 (東京都) | 青ヶ島村ねこの保護管理指導要綱 平成9年1月6日決定・施行 | ねこの保護及び管理の指導に関して必要な事項を定める。 | 指導、助言 登録 飼い主の遵守事項 野良ねこによる被害の防止 飼育不能のねこの処置 首輪等の実費一部負担 | ねこ登録申請書 ねこ登録抹消届出書 | 人口 猫引取り 160人 0頭 |
| 小笠原村 (東京都) | 小笠原村飼いネコ適正飼養条例 平成10年12月21日公布 平成11年4月1日施行 (平成21年12月15日改正) | 動物愛護精神に基づき、飼いネコの適正飼養について必要な事項を定める事により、小笠原村の環境衛生の保持並びに自然環境の保全を目的とする。 | 飼養の登録 飼いネコの適正飼養 飼いネコの繁殖制限 適正飼養の推進 指導及び勧告 氏名の公表 首輪及びペンダントの装着 マイクロチップ装着の義務化 | 飼養登録申請書 飼養登録証 再交付申請書 登録事項変更届 登録抹消届 | 人口 猫引取り 2,493人 0頭 |
| 横浜市 (神奈川県) | 横浜市猫の不妊去勢手術推進事業に関する実施要綱 平成26年3月26日制定 同日施行 | 市民の飼育する猫及び飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行うことを奨励し、猫の飼育限度を越えた繁殖を防止することにより、飼い主のいない猫の減少及び周囲に対する危害、迷惑の未然防止を図り、合わせて動物の愛護及び管理についての理解を深め、生活環境の保全並びに市民生活の安全を保持すること及び飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行う団体等を支援することを目的とする | ・補助対象者 ・補助対象動物 ・登録動物病院の登録 ・登録動物病院の獣医師の責務 ・補助金額 ・申請手続 ・交付等の決定 等 | ・登録動物病院登録申請書 ・登録動物病院登録通知書 ・猫の不妊去勢手術補助金交付申請書 ・申請手続委任状 ・補助金交付決定通知書 ・補助金不交付決定通知書 等 | 人口 猫引取り 約370万人 1424頭 |
| | 横浜市猫の適正飼育ガイドライン 平成25年12月策定 | 猫の習性或適正な飼育及び管理の重要性について市民の理解を深めると共に、地域住民同士の協力と行政機関や各関係団体の支援をもって、地域全体で猫の問題の解決を目指し、人と猫が調和した快適な居住環境の維持向上を目指す | ・猫についての基礎知識 ・猫との共存の道を考える ・役割分担(行政、市民、地域) ・猫に関する法令・組織 ＜地域猫活動＞ ・猫にかかわるトラブルの現状 ・地域猫活動の効果 ・地域猫活動の役割 ・地域猫活動の取り組み | | |
| | 横浜市飼い主のいない猫を適正に管理する地域猫活動モデル事業実施要綱 平成25年5月31日策定 平成25年6月27日施行 | 一定の範囲を区切って動物愛護センターで登録した地域において、飼い主のいない猫を対象に地域の理解と同意を得たうえで繁殖制限、給餌、糞尿の処理等を行う活動を通じ、飼い主のいない猫に起因するトラブルへの対策の在り方を検討し、本市動物愛護行政の推進に資することを目的とする。 | ・実施期間 ・用語の定義 ・区生活衛生課の役割 ・活動組織の結成 ・活動組織の登録に先立つ活動 ・モデル地域の登録 ・登録事項の変更等 ・活動組織の登録後の活動 ・不妊去勢手術の申請 ・不妊去勢手術の実施 ・事業遂行のための地域等の協力 ・手術実施後の活動組織の活動 ・区生活衛生課による調査等 | ・地域猫活動実施モデル地域登録申込書 ・地域猫活動実施モデル地域登録通知書 ・廃止等届出書 ・地域猫不妊去勢手術実施申請書 ・地域猫不妊去勢手術実施承諾書 ・地域猫活動実施報告書 ・地域猫活動実施同意書 ・地域猫活動実施計画書 ・地域猫活動記録簿 等 | |

| 都道府県・市区町村名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的(趣旨) | 内容 | 様式 | 備考 (平成25年度) |
|----------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 川崎市 (神奈川県) | 川崎市猫の適正飼養ガイドライン 平成17年8月策定 平成26年2月改訂 | 猫に関する近隣間のトラブルの減少を目的として、ガイドライン及び地域猫活動の普及啓発を図り、地域ごとに決められた対策に沿った支援を行うとともに、猫の不妊去勢手術の助成を行うことで、不妊去勢手術の必要性を普及啓発する。 | ・猫の定義 ・猫の習性 ・飼い猫の適正飼養 ・飼い猫の適正飼養ルール ・野良猫対策 ・地域猫として認定されるためには ・地域猫活動の基本ルール ・迷惑防止策 等 | | 人口 猫引取り 約145万人 274頭 |
| | 川崎市猫の不妊及び去勢手術補助要綱 平成3年4月1日制定 平成3年5月1日施行 (平成26年3月24日改正) | この要綱は、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第45号)第2条に基づき猫の不妊又は去勢手術(以下「手術」という。)を行う飼い主等に対し、手術に要した費用の一部を補助することに関して必要な事項を定めるものとする。 | ・補助の対象者 ・獣医師の指定申請及び指定 ・補助金の額 ・補助の頭数 ・交付の決定 等 | ・指定獣医師指定申請書 ・手術補助指定獣医師指定書 ・手術補助指定獣医師不指定通知書 ・補助金交付申請書 ・手術実施証明書 ・補助金交付決定通知書 ・補助金不交付決定通知書 | 助成頭数 合計759頭 雄277頭 雌482頭 |
| 横須賀市 (神奈川県) | 猫の不妊手術料補助金交付要綱 昭和58年4月1日公布 昭和58年8月1日施行 (平成14年4月1日改正) | 本市内で飼養されており、生後6カ月以上の健康な猫に対し不妊手術の補助金を交付する。 | ・手術対象猫 ・手術の範囲 ・交付申請 等 | ・猫の不妊手術実績一覧表 ・猫の不妊手術実施結果 ・清算に係る収支明細書 ・補助金等交付申請書 ・実績報告書 ・請求書 | 助成頭数 合計1873頭 雄845頭 雌1028頭 |
| | 横須賀市猫の飼育ガイドライン 平成21年3月作成 | これまで明確にされてこなかった猫の飼い方、接し方など、現代の住環境下で猫に係わる全ての人に最低限守るべきルールを明確にすることで、人と猫が快適に共生できる街づくりが進められることを目的とする。 | ・はじめに ・猫の習性 ・猫の分類 ・猫の世話をする人の心構え ・それぞれが協力できること ・まとめ | | 人口 猫引取り 約41万人 272頭 |
| 鎌倉市 (神奈川県) | 鎌倉市動物愛護推進事業運営要領 昭和60年4月1日施行 平成22年4月1日改正 | ねこがみだりに繁殖し、適正な飼養を受ける機会が与えられないまま遺棄されることを防止するため。 | 生後3ヵ月以上の飼い猫の不妊去勢手術に対する補助 | 動物愛護推進事業補助金交付申請書 | 人口 申請件数 17.4万人 オス101頭 メス87頭 |
| | 鎌倉市飼い主のいない猫対策事業補助金交付要領 平成19年11月8日施行 | 市内に生息する飼い主のいない猫に不妊去勢手術等の事業を実施するものに対し補助金を交付し、飼い主のいない猫の増加防止を図る。 | 飼い主のいない猫の不妊去勢手術に対する補助 | 鎌倉市飼い主のいない猫対策事業補助金交付申請書 | 人口 申請件数 17.4万人 3団体50頭 |
| 厚木市 (神奈川県) | 厚木市猫の適正飼養及び管理に関するガイドライン 平成22年4月1日公布 平成22年4月1日施行 | 動物の愛護及び管理に関する法律及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、猫の適正な飼養に関し、必要な事項を定め、動物愛護の精神の高揚並びに猫による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する。 | ・飼養者及び管理者等のマナー ・飼い猫の緊急・災害時等の対応 | | 人口 約22.5万人 |
| 綾瀬市 (神奈川県) | 綾瀬市猫避妊及び去勢手術費補助金交付要綱 平成6年4月1日公布 平成6年4月1日施行 平成24年7月9日改正 | 猫を飼養している者(営業のために飼養されている猫を除く。)に対し、猫の避妊又は去勢手術を行うことにより、捨て猫の増加及びこれに伴う苦情、被害等を防止することを目的とし、費用の一部を補助する | ・補助対象者 ・手術実施者 ・補助対象期間、頭数 ・申請方法 ・決定通知 | ・猫避妊及び去勢手術費補助金交付申請書 ・猫避妊及び去勢手術費補助金決定通知書 | 人口 8.4万人 |
| 長野市 (長野県) | 長野市猫繁殖制限助成事業実施要綱 平成12年5月2日公布 平成25年4月1日改正 | 猫の不必要な繁殖を制限するため、生殖を不能とする手術を受けさせる場合において、予算の範囲内で助成を行うことに関し必要な事項を定めるもの。 | ・助成の方法 ・助成の金額 ・助成券の請求 ・助成券の獣医師への提出 ・助成金の請求 ・助成券の返還 | ・長野市猫繁殖制限助成券 ・長野市猫繁殖制限助成券請求書 ・長野市猫繁殖制限助成事業請求書 | 人口 猫引取り 約38.5万人 144頭 |
| 岐阜市 (岐阜県) | 岐阜市猫の愛護及び管理に関する指導要綱 平成15年4月1日施行 改正 平成25年 8月27日 (改正内容:ねこ→猫) | 動物愛護精神の高揚を図るとともに、猫の適正な飼養並びに愛護及び管理に関し、必要な事項を定め、猫による人の生命、身体及び財産に対する侵害及び生活環境への被害を防止することを目的とする。 | ・飼養者の遵守義務 ・繁殖の制限 ・みだりな給餌の禁止 ・指導及び助言 | | 人口 猫引取り 約41.5万人 499頭 |

| 都道府県・市区町村名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的(趣旨) | 内容 | 様式 | 備考 (平成25年度) |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 静岡市 (静岡県) | 人と猫が穏やかに暮らすためのガイドライン 平成25年3月14日作成 | 猫によるさまざまな問題や殺処分となる猫を減らし、それが無くなる日を目指し、市民も猫も穏やかに暮らせる街にすることを目的とする。 | ・背景と目的 ・定義 ・猫の特性 ・飼い猫の適正飼養 ・飼い主のいない猫の適正管理 ・猫に関する相談窓口 ・関係法令等 | | 人口 猫引取り 約71.6万人 1,076頭 |
| 浜松市 (静岡県) | 野良猫との共生推進協議会要領 平成22年4月1日施行 | 野良猫による糞害や騒音等生活環境に及ぼす弊害等、地域の課題の解決又は軽減化を進めるとともに、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の精神に基づき、引き取りに出される子猫の減少化を目的として、野良猫との共生を推進する事業(以下「共生推進事業」という。)を市と協働して実施する協議会について、必要な事項を定める | ・野良猫との共生推進協議会の設置 ・野良猫との共生を推進する活動の啓発及び実施に関する事項 ・野良猫の実態及び被害情報収集等に関する事項 ・野良猫の不妊手術に関する事項 | ・不妊手術事業実施計画書 ・不妊手術事業実施決定通知書 ・野良猫不妊手術事業完了報告書 ・地域環境改善状況確認票 | 人口 猫引取り 約79万人 748頭 |
| 三島市 (静岡県) | 三島市猫の保護及び管理指導要綱 平成10年4月1日施行 | 猫の所有者又は占有者に対し、猫の適正な保護及び管理の指導を行うことにより、猫の健康及び安全を保全するとともに、猫が人に迷惑を及ぼすことのないよう必要な事項を定める。 | ・猫の適正な飼養及び管理 ・猫の登録 ・繁殖制限 ・捨て猫の禁止 ・飼養することができなくなった猫の処理 ・猫の死体の発見者の通報措置 | ・猫の登録申請書 ・猫の登録抹消届出書 ・猫の登録事項変更届出書 | 人口 猫登録数 112,395人 4,499頭 猫引取り 35頭 (所有者あり) 猫引取り 44頭 (所有者なし) |
| 清水町 (静岡県) | 清水町猫の愛護及び管理に関する指導要綱 平成16年3月19日公布 平成16年4月1日施行 | 猫の所有者又は占有者に対し、猫の愛護及び管理の指導を行うことにより、猫が周辺の環境を書ることがないよう必要な事項を定めるものとする。 | ・猫の適正な飼養及び管理 ・猫の登録 ・繁殖制限 ・捨て猫の禁止 ・飼養が困難となった猫の処理 ・委任 | ・猫の登録申請書 ・猫の登録抹消届出書 ・猫の登録事項変更届出書 | 人口 猫登録数 32,536人 1,104頭 |
| 焼津市 (静岡県) | 焼津市猫の愛護管理指導要綱 昭和62年7月29日告示 昭和62年8月1日施行 (平成20年11月1日改正) | 動物の愛護及び管理の関する法律に定めるもののほか、猫の飼養者に対する猫の愛護及び管理の指導に関し、必要な事項を定めるものとする。 | ・指導及び助言 ・指導員 ・猫の登録 ・飼い主の遵守事項 ・野良猫による被害の防止 ・飼養不能の猫の処置 | ・猫登録申請書 ・猫登録抹消届 | 人口 登録頭数 約14.3万人 6,481頭 |
| 藤枝市 (静岡県) | 藤枝市ねこの保護管理指導要綱 昭和57年6月1日告示 昭和57年6月1日施行 (平成12年4月1日改正) | 猫を飼養する所有者又は占有者は猫を適正に保護管理し、猫の健康及び安全を保持するように努めるとともに、猫が人に迷惑を及ぼすことのないよう飼養し生活環境の保全に努めなければならない。 | ・猫の登録 ・繁殖の制限 ・捨て猫の禁止 ・猫の死体収容 | ・猫の登録申請書 ・猫の登録抹消届 | 人口 登録頭数 約14.6万人 7,816頭 |
| 島田市 (静岡県) | ねこの保護管理指導要綱 平成17年5月5日告示 平成17年5月5日施行 (平成20年4月1日改正) | 猫の飼育者は、猫を適正に保護管理することにより、猫の健康及び安全を保持し、猫が人に迷惑を及ぼすことのないよう飼育するとともに、生活環境の保全に努めなければならない。 | ・猫の登録 (登録番号を付した首鑑) ・飼育の表示 ・繁殖の制限 ・捨て猫の禁止 ・猫の死体収容 ・指導 ・猫の実態調査 | ・飼い猫登録申請書 ・飼い猫登録台帳 | 人口 登録頭数 約10.1万人 7,114頭 |
| 川根本町 (静岡県) | 川根本町ねこの保護管理指導要綱 平成17年9月20日告示 平成17年9月20日施行 | 猫の飼育者は、猫を適正に保護管理することにより、猫の健康及び安全を保持し、猫が人に迷惑を及ぼすことのないよう飼育するとともに、生活環境の保全に努めなければならない。 | ・飼養者の遵守義務 ・指導及び助言 ・繁殖の制限 ・捨て猫の禁止 ・飼養の表示 ・猫の実態調査 ・猫の死体収容 | | 人口 約0.78万人 |
| 名古屋 (愛知県) | 名古屋市犬及び猫の避妊又は去勢手術の補助に関する要綱 平成5年4月1日公布 平成5年4月1日施行 (平成26年4月1日改正) | 犬又は猫の所有者等に対して犬及び猫の避妊又は去勢手術に要する費用の一部を補助することにより、犬及び猫の不必要な繁殖並びに周囲に対する危害又は迷惑の未然防止を図るとともに、動物愛護及び管理の普及に資することを目的とする。 | 繁殖の制限 | その他 | 人口 猫の補助総額 約227万人 猫の補助頭数 約630万円 3,852頭 |
| | なごやかキャットの避妊又は去勢手術の補助に関する要綱 平成25年3月29日公布 平成25年5月1日施行 | 特定の飼主のいない猫に手術を行い、一代限りとした上で適切にエサやトイレの世話を行う地域住民等に対して、手術に要する費用の一部を補助することにより、地域における特定の飼主のいない猫による迷惑を防止し、「人と動物が快適に共生するまち、なごやか」の実現に資することを目的とする。 | 繁殖の制限 | その他 | 人口 猫の補助総額 約227万人 猫の補助頭数 約190万円 217頭 |

| 都道府県・市区町村名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的(趣旨) | 内容 | 様式 | 備考 (平成25年度) |
|---------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 豊田市 (愛知県) | 豊田市愛猫カード取扱要領 平成24年2月17日施行 | 飼いねこの「所有者明示」、「不妊手術」、「完全室内飼い」を宣言した飼い主に愛猫カードを交付することにより、飼いねこの適正飼養を推進し、健康で幸せな生活を送れることを目的とする。 | ・名札等の所有者明示、去勢手術または避妊手術及び一切外に出さない完全室内飼いを行うねこの登録 ・愛猫カードの配布 | ・愛猫カード申請書 ・愛猫カード変更・死亡届 ・愛猫カード | 人口 猫引取り 約42.2万人 318頭 |
| | 豊田市地域猫活動支援事業実施要綱 平成25年4月1日施行 | 飼い主がいない猫の避妊去勢手術などを施すことにより、地域猫活動の支援を行い、猫の無秩序な増加を抑制するとともに、市民の清潔で快適な生活環境を確保し、あわせて猫の殺処分数を削減することを目的とする。 | ・支援対象者及び対象事業 ・地域猫活動支援申請、支援、決定及び結果報告 ・市の支援内容(飼い主がいない猫の避妊去勢手術、活動に対する助言及び協力団体の紹介)等 | ・申請書(新規用及び継続用) ・地域猫活動実施計画書 ・地域猫活動承諾書 ・飼い猫、飼い主がいない猫調査票 ・地域猫活動支援実施通知 ・地域猫活動実施報告書 | |
| 岡崎市 (愛知県) | 岡崎市ねこの避妊処置モデル事業実施要綱 平成25年9月19日施行 | 動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づき、岡崎市内において、ねこに対する愛護と適正飼養、適正管理を目指すために必要な事項を定め、人とねこが共生できる地域づくりと、地域環境の向上を図ることを目的とする。 | ・本事業に対する地区の住民等の合意の形成 ・飼いねこ、並びに飼い主のいないねこの把握、台帳作成。 ・飼い主のいないねこに起因するトラブルの情報の把握、並びに連絡、周知。 ・飼い主のいないねこの捕獲、避妊去勢手術等の実施とその後の放獣。 ・飼いねこの適正飼養、完全室内飼養の推進。本事業の目的、並びに人と飼い主のいないねこが共生する地域づくりの普及啓発と周知、浸透。 | ・実施申請書 ・実施決定通知書 ・誓約書 ・完了報告書 ・事前調査様式 ・飼育ねこ一覧表 ・去勢手術完了報告書 ・追跡調査アンケート | 人口 猫引取り 約37.9万人 299頭 |
| 春日井市 (愛知県) | 春日井市飼い主のいない猫の去勢・避妊手術費補助金交付要綱 平成18年6月15日施行 (平成20年4月1日改正施行) | 適正な猫の飼い方の啓発を推進し、動物の愛護及び管理意識の高揚を図るとともに、近隣に対する被害及び迷惑を未然に防止するため、予算の範囲内で、飼い主のいない猫に去勢又は避妊の手術を受けさせる者に対し補助金を交付する。 | ・定義 ・補助対象者 ・補助金額 ・申請の期日 ・申請書に添付すべき書類 ・意見の聴取 ・手術の実施 ・補助金の交付方法 ・雑則 | ・飼い主のいない猫の去勢・避妊手術費補助金交付申請書 ・飼い主のいない猫の去勢・避妊手術費補助金請求書 ・飼い主のいない猫の去勢・避妊手術費補助金交付決定通知書 ・飼い主のいない猫の去勢・避妊手術費補助金変更承認申請書 ・飼い主のいない猫の去勢・避妊手術費補助金取下げ申請書 | 人口 309,854人 |
| 東海市 (愛知県) | 東海市猫避妊等手術費補助金交付要綱 平成22年4月1日施行 東海市地域ねこ活動団体登録要領 平成26年4月1日施行 | 猫の避妊手術又は去勢手術を実施する者に対し、経費の一部を補助することにより、飼い主がいない猫の増加防止に寄与することを目的とする。 | 県内の開業医師により、飼養管理する猫に対する手術を実施したもので、以下に該当するものが補助金の交付を受けることができる。 ・市内に住所を有し、市税を滞納していない者 補助金の額 避妊手術 4,000円 去勢手術 2,000円 ・市内に存する特定の飼い主がいない猫を飼養管理する活動を行う団体として市に登録されている団体 補助金の額 避妊手術 10,000円 去勢手術 6,000円 | ・東海市猫避妊等手術費補助金交付申請書兼請求書 ・東海市猫避妊等手術実施報告書 ・市税完納証明書 ・東海市地域ねこ活動団体登録申請書 ・東海市地域ねこ活動団体登録承認通知書 ・東海市地域ねこ活動団体登録不承認通知書 ・東海市地域ねこ活動団体登録事項変更届出書 ・東海市地域ねこ活動団体活動報告書 ・東海市地域ねこ活動団体登録廃止届出書 ・東海市地域ねこ活動団体登録取消通知書 | 人口 約11.2万人 |

| 都道府県・市区町村名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的(趣旨) | 内容 | 様式 | 備考 (平成25年度) |
|---------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 大府市 (愛知県) | 大府市地域ねこ活動補助金交付要綱 平成25年4月1日施行 | 市民の快適な生活環境の確保を図るとともに、飼い主のいないねこによる住民トラブルを無くすため、市内で飼い主のいないねこを適正に管理する活動(地域ねこ活動)を行う団体(地域ねこ活動団体)を支援するため、予算の範囲内において交付する大府市地域猫活動補助金(補助金)に関し、大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 | ・市内で保護した飼い主のいないねこの不妊、去勢手術に要する経費に対して団体の登録の日以後に登録団体が支出したものを補助の対象とし、次の各号に掲げる事項の全てを行った場合のみ支給する。ただし、1件につき5,000円に消費税及び地方消費税の額を加えた額を上限とする。 ・飼い主のいないねこの保護 ・保護したねこの不妊手術又は去勢手術 ・保護したねこの放獣 ・飼い主のいないねこの飼育管理 | ・地域ねこ活動補助金交付申請書 ・地域ねこ活動報告書 ・地域ねこ活動補助金交付請求書 ・地域ねこ活動補助金交付決定通知書 ・地域ねこ活動補助金交付決定取消通知書 ・地域ねこ活動補助金返還通知書 | 人口 約8.8万人 |
| 岩倉市 (愛知県) | 岩倉市地域ねこ支援活動事業要綱 平成22年4月1日公布 平成22年4月1日施行 | 岩倉市内に生息する飼い主のいないねこ(以下「地域ねこ」という)の不必要な繁殖及び周囲に対する迷惑の未然防止を図るため、岩倉市と岩倉猫の会が、人と地域ねこが共生しながら市民の快適な生活環境の確保を協働して推進する事項に関し必要な事項を定めるものとする。 | ・清掃事業 ・避妊・去勢手術事業 ・ねこトラブル相談事業 ・飼主啓発事業 ・ねこの里親募集 | 岩倉市地域ねこ支援活動事業報告書 | 人口 約4.7万人 |
| | 岩倉市地域ねこ避妊・去勢手術補助金交付要綱 平成22年4月1日公布 平成22年4月1日施行 | 岩倉市内に生息する飼い主のいないねこ(以下「地域ねこ」という)の不必要な繁殖、周囲に対する迷惑防止及び人と地域ねこが共生しながら市民の快適な生活環境の確保を図るため、地域ねこの避妊・去勢手術に要する費用の一部を補助する岩倉市地域ねこ避妊・去勢手術補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。 | 繁殖の制限 | ・岩倉市地域ねこ避妊・去勢手術補助金交付申請書 ・岩倉市地域ねこ避妊・去勢手術報告書 ・岩倉市地域ねこ避妊・去勢手術補助金交付決定通知書 ・岩倉市地域ねこ避妊・去勢手術補助金請求書 | |
| 尾張旭市 (愛知県) | 尾張旭市猫避妊等手術費補助金交付要綱 平成26年4月1日施行 | 不必要な猫の繁殖と、特定の飼い主がなく市内に住み着いている猫の増加を防止し、市民の快適な生活環境の確保を図ることを目的とする。 | 飼養管理する猫に対し、獣医師による避妊又は去勢手術を実施した市内に住所を有する者及び地域ねこ活動団体に対し、当該区分に応じて定める額を予算の範囲内において交付する。 | ・申請書兼実績報告書 ・補助金交付決定通知書 ・補助金請求書 ・地域ねこ活動団体登録申請書 ・地域ねこ活動団体登録承認通知書 ・地域ねこ活動団体登録不承認通知書 ・地域ねこ活動団体登録事項変更届出書 ・地域ねこ活動団体登録廃止届出書 ・地域ねこ活動団体登録取消通知書 | 人口 82,192人 |
| 名張市 (三重県) | 名張市所有者の判明しない猫の適正管理推進事業実施要領 平成25年11月1日公布 平成25年11月1日施行 | 地域住民の合意及び協力の基、保護された所有者の判明しない猫の手術の実施の支援を行うことにより、繁殖の抑制及び糞尿等により生活環境が損なわれる事態の拡大の防止を図ることを目的とする。 | ・事業の実施届出 ・猫の保護と報告 ・繁殖の制限 ・写真撮影による個体識別 ・放猫後の適正管理 | ・所有者の判明しない猫の適正管理事業実施届出書 ・保護猫情報報告書 | 人口 猫引取り 約8.1万人 |
| 尾鷲市 (三重県) | 尾鷲市所有者の判明しない猫の適正管理推進事業実施要領 平成26年3月1日公布 平成26年3月1日施行 | この要領は、地域住民の合意及び協力の基、保護された所有者の判明しない猫の手術の実施の支援を行うことにより、繁殖の抑制及び糞尿等により生活環境が損なわれる事態の拡大の防止を図ることを目的とする。 | ・繁殖の制限 ・糞尿等による被害の拡大の防止 | 猫の適正管理推進事業実施届出書 | 人口 猫引取り 19,778人 |
| 滋賀県 | 滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン 平成22年1月19日作成 (平成25年3月18日改正) | 人と猫の共生について、地域全体の合意と協力を得ながら、猫を邪魔者として排除するのではなく命あるものとしてその存在を認め、思いやりを持ちながら共生していくことを目指す。 | ・猫の習性、体のしくみ ・飼い猫の管理 ・地域の猫対策 | | 人口 猫引取り 約141万人 829頭 |
| 大津市 (滋賀県) | 大津市地域猫活動支援事業実施要綱 平成24年9月1日施行 (平成25年9月1日改正) | 飼い主の不明な猫を地域猫として当該地域の住民が適切に管理することにより、飼い主の不明な猫の減少を図り、もって猫を原因とする生活環境被害を軽減させることを目的とする。 | ・地域の合意形成 ・地域猫活動に係る啓発 ・不妊手術の実施 | ・地域猫活動届出書 ・不妊去勢手術申請書 | 人口 猫引取り 約34万人 504頭 |
| 京都市 (京都府) | 京都市まちなねこ活動支援事業実施要綱 平成22年4月1日施行 (平成23年7月1日改正) | 地域住民等の合意と協力の下、所有者不明猫の避妊及び去勢手術を実施することにより、猫の不必要な繁殖を抑制し、ふん尿等の被害や迷惑の拡大防止と将来的な解決を図るのみならず、人と猫との共生できる社会の実現を目指すことを目的とする。 | ・地域の合意形成 ・ルール策定 ・地区指定 ・繁殖制限 ・ルールに基づいた適正管理 ・指導・助言 ・活動報告 | ・まちなねこ活動登録届出書 ・まちなねこ活動承諾書 ・まちなねこ避妊・去勢手術実施申請書 | 人口 避妊去勢済まちなねこ 約147万人 583頭 |

| 都道府県・市区町村名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的(趣旨) | 内容 | 様式 | 備考 (平成25年度) |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 大阪市 (大阪府) | 「所有者不明ねこ適正管理推進事業」実施要綱 平成22年4月1日施行 | 「動物の愛護及び管理に関する法律」の理念に基づき、地域住民による、所有者不明猫を原因とする生活環境被害の軽減と所有者不明猫の引取り数の減少を目的とする。 | ・地域の合意形成 ・ルール策定 ・地区指定 ・繁殖制限 ・ルールに基づいた適正管理 ・指導・助言 | ・地区指定申請書 ・事業活動組織概要 ・事業活動計画書 ・地区指定通知書 | 人口 猫引取り 約268万人 2,952頭 |
| | 大阪市「公園猫適正管理推進サポーター制度」実施要綱 平成23年4月1日施行 (平成26年4月1日改正施行) | 大阪市「公園猫適正管理推進サポーター制度」の実施について定め、公園猫に起因するトラブルを防止するとともに、公園猫の適正管理及び匹数の減少を市民との協働及び市民の相互理解のもとに行い、都市公園の維持管理を円滑に行うことを目的とする。 | ・公園猫の繁殖制限 ・公園猫の適正管理及び周辺清掃 ・公園猫への身勝手な餌やり行為者に対する啓発 | ・公園猫適正管理推進サポーター認定申請書 ・公園猫捕獲届書 ・実績報告書 | |
| 高槻市 (大阪府) | 高槻市猫不妊・去勢手術助成金交付要綱 平成20年6月25日施行 (平成26年4月1日改正) | 動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨に基づき、猫の不妊又は去勢の手術により繁殖制限を行う者に対し、手術の費用を一部助成することにより、猫がみだりに繁殖し増加することを抑制し、市民や社会に対する迷惑又は危害を防止することを目的とする。 | ・要綱の目的 ・助成対象条件 ・助成金額 ・助成の申請方法 ・助成金交付決定から交付までの手続き | ・猫不妊・去勢手術助成金交付申請書 ・猫不妊・去勢手術助成金交付決定通知書 ・猫不妊・去勢手術助成金請求書 | 人口 猫引取り 約35.6万人 105頭 |
| 豊中市 (大阪府) | 豊中市猫避妊・去勢手術助成金交付要綱 平成13年6月1日公布 平成13年6月1日施行 (平成25年4月1日改正) | 動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨に基づき、のら猫に避妊・去勢の手術を受けさせることにより繁殖制限を行う者に対し、その経費の一部を予算の範囲内で猫避妊・去勢手術助成金として交付することで、のら猫がみだりに繁殖・増加することを抑制し、もって地域社会に対する迷惑や人の身体に対する危害を防止するとともに、市民の動物愛護意識の高揚を図ることを目的とする。 | ・要綱の目的 ・助成対象条件 ・助成金の額 ・助成金の申込み方法 ・助成金の交付の流れ | ・猫避妊・去勢手術助成金交付申込書 ・猫避妊・去勢手術助成金交付決定通知書 ・猫避妊・去勢手術助成金不交付決定通知書 ・豊中市猫避妊・去勢手術助成金交付請求書 | 人口 猫引取り 約39.4万人 151頭 |
| 東大阪市 (大阪府) | 東大阪市猫不妊手術助成金交付要綱 平成24年7月1日公布 平成24年7月1日施行 (平成26年4月1日改正) | 動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨に基づき、猫の不妊手術を受けさせることにより繁殖の制限を行う者に対し、その経費の一部を、猫不妊手術助成金として交付し、地域社会における猫による被害の軽減と猫の殺処分数を削減することを目的とする。 | ・要綱の目的 ・助成対象条件 ・助成金交付額 ・助成金の交付申請 ・助成金交付決定 ・助成金の請求から交付 ・申請者の遵守事項 | ・猫不妊手術助成金交付申請書 ・猫不妊手術実施証明書 ・猫不妊手術助成金交付決定通知書 ・猫不妊手術助成金不承認通知書 ・猫不妊手術助成金交付請求書 | 人口 猫助成交付頭数 約50万人 954頭 |
| 茨木市 (大阪府) | 飼い犬等避妊・去勢手術費補助金交付要綱 平成14年4月1日公布 平成14年4月1日施行 | 犬又は猫の飼い主及び所有者不明猫の世話または減らす活動を行う本市に登録された団体に対し、飼い犬、飼い猫及び所有者不明猫の避妊又は去勢の手術に要する費用の一部を補助することにより、犬等のみだりな繁殖を抑制し、もって犬等の適正な飼養及び動物愛護についての意識の高揚並びに地域社会に対する迷惑の防止を図ることを目的とする。 | ・繁殖の抑制 ・補助金交付 | 飼い犬等避妊・去勢手術費補助金交付申請書 | 人口 引取り制度 約27.8万人 - |
| 西宮市 (兵庫県) | 西宮市所有者のいない猫対策活動員設置要綱 西宮市所有者のいない猫不妊手術助成金交付要綱 平成20年7月1日公布 平成20年7月1日施行 (平成26年4月1日改正) | 市内に生息する所有者のいない猫に対し、繁殖の抑制と今後の猫の世話を行う活動員を設置することにより、所有者のいない猫の数を抑制し、市民の良好な生活環境を保全するとともに、動物愛護の意識高揚を図ることを目的とする。 | 所有者のいない猫対策活動員が、所有者のいない市内に生息する生後6ヵ月以上の猫に対して去勢・避妊手術をした場合、費用の一部を助成（雌猫1匹につき5000円、雄猫1匹につき3000円）。ただし、地域での合意が必要。 | 活動員申請書 助成金交付申請書 活動合意書 交付決定通知書 不交付決定通知書 変更交付申請書 変更交付決定通知書 不妊手術実施報告書 請求書 | 人口 猫引取り 約48万人 135頭 |
| 尼崎市 (兵庫県) | 尼崎市野良猫不妊手術助成金交付要綱 (平成19年7月1日) | 地域住民、活動ボランティアおよび行政が協働で野良猫の不妊手術とその後の世話を行うことにより、野良猫による被害を減らし、地域環境の改善とコミュニティの活性化を図ることを目的とする。 | 野良猫の不妊手術にかかわる助成金の交付手続き等 | | 人口 猫引取り 約45万人 324頭 |
| 芦屋市 (兵庫県) | 芦屋市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱 平成21年7月1日公布 平成21年7月1日施行 | 市内の生息する所有者及び飼い主が不明の猫に獣医師による去勢手術または不妊手術を受けさせる活動を行っている団体に対し、助成金を交付することにより、飼い主のいない猫の増加を抑制するとともに、市民の清潔で快適な生活環境を確保する事を目的とする。 | 去勢・不妊手術に係る経費等に対し助成金を交付する。 去勢手術 一匹8000円以内 不妊手術 一匹15000円以内 飼い主のいない猫の捕獲に要する経費(捕獲器、餌代及び燃費等の実費) | 助成金交付申込書 助成金交付決定通知書 助成金交付請求書 実績報告書 | 人口 猫引取り 約9.6万人 12頭 |
| 宝塚市 (兵庫県) | 宝塚市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等助成金交付要綱 平成23年9月30日制定 平成23年11月4日施行 (平成26年4月1日改正) | 市内に生息する飼い主のいない猫の不妊手術費用、去勢手術費用等の一部を助成することにより、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、良好な生活環境を保持することを目的とする | 「宝塚市飼い主のいない猫に関する活動指針」に基づいて、地域が実施する飼い主のいない猫を減らす取組みに要する費用の一部を助成する | 助成金交付申請書 | 人口 猫引取り 約22.8万人 154頭 |

| 都道府県・市区町村名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的(趣旨) | 内容 | 様式 | 備考 (平成25年度) |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 明石市 (兵庫県) | 明石市地域環境美化のため飼い主のいない猫去勢・不妊手術助成金交付要綱 平成23年10月25日公布 平成23年11月4日施行 (平成24年9月1日改正) | 飼い主のいない猫の個体数を減少させ猫のふん尿、ごみ荒らしを防止することにより、地域環境の美化を図ることを目的としている。 | 去勢・不妊手術に係る経費に対し助成金を交付する。 去勢手術 1匹5,000円以内 不妊手術 1匹10,000円以内 | 助成金申請書 審査結果通知書 実施報告書 助成金額確定通知書 助成金交付請求書 | 人口 猫引取り 29万6720人 169頭 |
| 徳島県 | 猫適正飼養ガイドライン 平成21年4月1日作成 (平成25年9月1日一部改正) | 猫の適正な飼養に関し必要な事項を定め、猫の愛護と適正な管理の重要性について県民の理解を深めるとともに、県民により実行を通して人と動物がともに暮らせるうるおいと喜びのある地域づくりの実現を目指すことを目的とする。 | ・猫の飼い主の遵守事項 ・飼い主のいない猫対策(地域猫活動支援) | 地域猫活動グループ申請書 | 人口 猫引取り 約76.5万人 1,019頭 |
| 福岡市 (福岡県) | 福岡市ねこの共生ガイドライン 平成19年4月策定 | 飼い猫の正しい飼い方や飼い主責任などを明確にするとともに、飼い主のいない猫について「地域猫活動」の考え方を導入し、猫の適正飼育や動物愛護への理解を普及促進すること、人と猫との調和のとれた共生社会を実現することを目的とする。 | ・基本理念 ・飼い猫の適正飼育 ・飼い主のいない猫対策(地域猫活動) ・市の役割 | | 人口 猫引取り 約151万人 475頭 |
| | 福岡市飼い主のいない猫との共生支援事業実施要綱 平成21年10月策定 (平成23年3月改訂) | 「飼い主のいない猫」による地域住民への危害や迷惑行為を防止するなど地域における「飼い主のいない猫」に関する問題を解決するとともに、地域における猫の無秩序な繁殖を押さえることで猫の殺処分頭数の減少を図ることを目的として、「飼い主のいない猫」との共生を推進する地域の活動を支援するもの。 | ・支援地域の指定 ・活動組織、関係団体、行政の役割分担 ・支援内容 ○「飼い主のいない猫」の不妊・去勢手術の実施等 | ・飼い主のいない猫との共生活動推進実施地域申請書 ・「飼い主のいない猫」の不妊去勢手術に関する同意書 ・指定希望地域調査票 | 人口 猫引取り 約151万人 475頭 |
| 久留米市 (福岡県) | 久留米市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援事業実施要綱 平成25年7月1日施行 | 飼い主のいない猫の繁殖抑制を目指す住民や団体の取組みを支援する事業に関して必要な事項を定め、過剰な繁殖に伴う殺処分数を減らすとともに近隣への糞尿等被害を防止し、市民の動物に対する愛護意識の高揚と快適な生活環境の保持に資することを目的とする。 | ・獣医師会への業務の委託 ・手術金及び市の支援額 ・事業の実施期間 ・支援の対象者及び対象猫 ・申請、支援の決定、手術の実施 ・遵守事項 | 申請書 支援決定通知書 誓約書 | 人口 飼い主のいない猫引取り 約30万人 309頭 |
| 鳥栖市 (佐賀県) | 鳥栖市ねこの愛護及び管理に関する条例 平成25年3月29日公布 平成25年4月1日施行 | ねこの適正な飼養等に関する事項を定めることにより、動物愛護の意識を高めるとともに、環境衛生の保持を図ること。 | ・市民の責務 ・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・飼い主以外へのえさやり等の禁止 ・遺棄の禁止 ・指導・勧告・命令 | ねこの適正飼養に関する指導書 勧告書 命令書 | 人口 猫引取り 約7.2万人 |
| 伊万里市 (佐賀県) | 伊万里市動物の愛護及び管理に関する条例 平成22年6月30日公布 平成22年7月1日施行 | 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、動物の健康及び安全の保持について必要な措置を講じ、市民の動物を愛護する意識の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物とが調和し、共生する社会の実現に資することを目的とする。 | ・市、市民、飼い主の責務 ・動物を所有し、又は飼養しようとする者の責務 ・飼い主の遵守事項 ・ねこの飼い主の責務 ・勧告及び命令 | ・指導職員の身分証明書 ・勧告書 ・措置命令書 | 人口 猫引取り 約5.7万人 116頭 |
| 対馬市 (長崎県) | 対馬市ネコ適正飼養条例 平成22年2月12日公布 平成22年7月1日施行 | 動物愛護の精神に基づき、ネコの適正な飼養及び保管に関する事項を定めることにより、ネコの健康及び安全の保持を図るとともに、ネコが対馬市民に迷惑を及ぼし、又は絶滅のおそれのあるツシマヤマネコに害を与えることを防止し、もって対馬市の生活環境の保全及び生物多様性の確保に資することを目的とする。 | ・飼養登録 ・マイクロチップ埋込 ・所有明示 ・屋内飼養 ・繁殖制限 ・汚物の適正処理 ・飼養頭数の制限 ・遺棄の禁止 ・飼い主以外への給餌等の禁止 ・保護収容及び譲渡 ・報告及び調査 ・指導、勧告 | ・飼養登録申請書 ・飼養登録証 ・再交付申請書 ・飼養登録変更申請書 ・譲受誓約書 | 人口 猫引取り 約3.3万人 22頭 |
| 鹿児島市 (鹿児島県) | 鹿児島市猫の適正飼養及び管理ガイドライン 平成22年2月12日公布 平成22年2月12日施行 | 動物が尊い命を持っていることを踏まえつつ、猫被害の軽減を図るとともに、人と猫の共生できる社会を目指すことを目的とする。 | ・現状と課題 ・猫の生態 ・猫の飼い主の心構え ・地域猫活動 | | 人口 猫引取り 約61万人 745頭 |

| 都道府県・市区町村名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的(趣旨) | 内容 | 様式 | 備考 (平成25年度) |
|----------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 奄美市 (鹿児島県) | 「奄美市飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」 平成23年7月20日公布 平成23年10月1日施行 | 飼い猫の適正な飼養及び管理に関する事項を定めることにより、市民の動物愛護の意識を高めるとともに飼い猫の野生化及び放し飼いによるアマミノクロウサギその他の野生動物への被害を防止し、もって地域生活環境の向上並びに自然環境及び生態系の保全を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の責務 ・登録及び飼い猫の明示 ・登録手数料 ・鑑札の再交付 ・登録の変更及び抹消 ・適正飼養及び管理並びに生活環境の保全 ・放し飼いの制限 ・餌やりの禁止 ・遺棄の禁止 ・飼い猫の譲渡 ・報告及び調査 ・指導及び命令 | <ul style="list-style-type: none"> ・登録申請書 ・鑑札の再交付申請書 ・登録の変更(抹消)届出書 | 人口 約4.5万人 猫引取り 89頭 |
| 瀬戸内町 (鹿児島県) | 「瀬戸内町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」 平成23年6月17日公布 平成23年10月1日施行 | 飼い猫の適正な飼養及び管理に関する事項を定めることにより、市民の動物愛護の意識を高めるとともに飼い猫の野生化及び放し飼いによるアマミノクロウサギその他の野生動物への被害を防止し、もって地域生活環境の向上並びに自然環境及び生態系の保全を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の責務 ・登録及び飼い猫の明示 ・登録手数料 ・鑑札の再交付 ・登録の変更及び抹消 ・適正飼養及び管理並びに生活環境の保全 ・放し飼いの制限 ・遺棄の禁止 ・飼い猫の譲渡 ・報告及び調査 ・指導及び命令 | <ul style="list-style-type: none"> ・登録申請書 ・鑑札の再交付申請書 ・登録の変更(抹消)届出書 | 人口 約9.7千人 猫引取り 35頭 |
| 龍郷町 (鹿児島県) | 「龍郷町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」 平成23年月21日公布 平成23年10月1日施行 | 飼い猫の適正な飼養及び管理に関する事項を定めることにより、市民の動物愛護の意識を高めるとともに飼い猫の野生化及び放し飼いによるアマミノクロウサギその他の野生動物への被害を防止し、もって地域生活環境の向上並びに自然環境及び生態系の保全を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の責務 ・登録及び飼い猫の明示 ・登録手数料 ・鑑札の再交付 ・登録の変更及び抹消 ・適正飼養及び管理並びに生活環境の保全 ・放し飼いの制限 ・遺棄の禁止 ・飼い猫の譲渡 ・報告及び調査 ・指導及び命令 | <ul style="list-style-type: none"> ・登録申請書 ・鑑札の再交付申請書 ・登録の変更(抹消)届出書 | 人口 約6.0千人 猫引取り 12頭 |
| 宇検村 (鹿児島県) | 「宇検村飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」 平成23年6月24日公布 平成23年10月1日施行 | 飼い猫の適正な飼養及び管理に関する事項を定めることにより、市民の動物愛護の意識を高めるとともに飼い猫の野生化及び放し飼いによるアマミノクロウサギその他の野生動物への被害を防止し、もって地域生活環境の向上並びに自然環境及び生態系の保全を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の責務 ・登録及び飼い猫の明示 ・登録手数料 ・鑑札の再交付 ・登録の変更及び抹消 ・適正飼養及び管理並びに生活環境の保全 ・放し飼いの制限 ・遺棄の禁止 ・飼い猫の譲渡 ・報告及び調査 ・指導及び命令 | <ul style="list-style-type: none"> ・登録申請書 ・鑑札の再交付申請書 ・登録の変更(抹消)届出書 | 人口 約1.9千人 猫引取り 0頭 |
| 大和村 (鹿児島県) | 「大和村飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」 平成23年6月23日公布 平成23年10月1日施行 | 飼い猫の適正な飼養及び管理に関する事項を定めることにより、市民の動物愛護の意識を高めるとともに飼い猫の野生化及び放し飼いによるアマミノクロウサギその他の野生動物への被害を防止し、もって地域生活環境の向上並びに自然環境及び生態系の保全を図ることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の責務 ・登録及び飼い猫の明示 ・登録手数料 ・鑑札の再交付 ・登録の変更及び抹消 ・適正飼養及び管理並びに生活環境の保全 ・放し飼いの制限 ・遺棄の禁止 ・飼い猫の譲渡 ・報告及び調査 ・指導及び命令 | <ul style="list-style-type: none"> ・登録申請書 ・鑑札の再交付申請書 ・登録の変更(抹消)届出書 | 人口 約1.7千人 猫引取り 0頭 |
| 沖縄県 | 沖縄県猫の適正飼育ガイドライン 平成25年3月策定 | 人と猫が調和した快適な居住環境の維持向上、人と猫が共生できる社会づくりを図るための基本的なルールを示すことを目指す。 | <ul style="list-style-type: none"> ・猫を飼う前に考えるべきこと ・飼い猫の「終生飼育」「不妊去勢措置」「屋内飼育」所有明示 ・飼い主のいない猫対策 | | 人口 約141万人 |

| 都道府県・市区町村名 | 条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日) | 目的(趣旨) | 内容 | 様式 | 備考 (平成25年度) |
|---------------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 竹富町 (沖縄県) | 竹富町ねこ飼養条例 平成13年3月27日公布 平成13年3月27日施行 (平成20年6月19日改正) | この条例は、動物愛護の精神に基づき、ねこの適正な飼養及び保管に関する事項を定めることにより、ねこの健康及び安全の保持を図るとともに、ねこが町民に迷惑を及ぼし、又は絶滅のおそれのあるイリオモテヤマネコに害を加えることを防止し、もって竹富町(以下「町」という。)の生活環境の保全及び生物多様性の確保に資することを目的とする。 | 町の責務、町民の責務、飼い主の責務、飼い主の遵守事項、登録、登録料、登録の変更、登録の抹消、所有明示、屋内飼養、汚物の適正処理、繁殖の制限、飼養頭数の制限、遺棄の禁止、飼養が継続困難となった場合の対処、飼いねこ以外へのみだりな給餌等の禁止、個体識別措置、特定感染症に係る検査、持ち込みの制限、予防接種、繁殖制限措置の実施、多頭飼養の禁止、譲渡のあっせん、保護収容及び譲渡、事務の委託、費用の負担、報告及び調査、指導・勧告及び命令、過料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ねこ飼養申請書 ・ねこ飼養登録証 ・ねこ飼養検査証明書 ・再交付申請書 ・飼養表示票 ・譲受誓約書 | 人口 登録頭数 3,973人 269頭 |
| 国頭村 (沖縄県) | 国頭村ネコの愛護及び管理に関する条例 平成16年9月15日公布 平成17年4月1日施行 | この条例は、飼いネコの適正な飼養等に関する事項を定めて、動物愛護の意識を高めるとともに、国頭村の環境保持及び自然環境の保全を図ることを目的とする。 | 飼養者の遵守義務、指導及び助言、ネコの登録、飼養の表示、繁殖の制限、捨てネコの禁止、飼養不能・不用ネコの引取り、捕獲、抑留後の公示、マイクロチップによる個体識別処置の義務、飼いネコ以外へのみだりな餌やりの禁止、放し飼いの制限、違反者の氏名公表 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼いネコ登録申請書 ・愛ネコ登録証 ・ネコ登録抹消届 ・飼養登録の変更及び再交付申請書 | 人口 登録頭数 5,078人 205頭 |
| 大宜味村 (沖縄県) | 大宜味村ネコの愛護及び管理に関する条例 平成16年9月22日公布 平成17年4月1日施行 | この条例は、飼いネコの適正な飼養等に関する事項を定めて、動物愛護の意識を高めるとともに、大宜味村の環境保持及び自然環境の保全を図ることを目的とする。 | 飼養者の遵守義務、指導及び助言、ネコの登録、飼養の表示、繁殖の制限、捨てネコの禁止、飼養不能・不用ネコの引取り、捕獲、抑留後の公示、マイクロチップによる個体識別処置の義務、飼いネコ以外へのみだりな餌やりの禁止、放し飼いの制限、違反者の氏名公表 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼いネコ登録申請書 ・愛ネコ登録証 ・ネコ登録抹消届 ・飼養登録の変更及び再交付申請書 | 人口 登録頭数 3,358人 37頭 |
| 東村 (沖縄県) | 東村ネコの愛護及び管理に関する条例 平成16年9月24日公布 平成17年4月1日施行 | この条例は、飼いネコの適正な飼養等に関する事項を定めて、動物愛護の意識を高めるとともに、東村の環境保持及び自然環境の保全を図ることを目的とする。 | 飼養者の遵守義務、指導及び助言、ネコの登録、飼養の表示、繁殖の制限、捨てネコの禁止、飼養不能・不用ネコの引取り、捕獲、抑留後の公示、マイクロチップによる個体識別処置の義務、飼いネコ以外へのみだりな餌やりの禁止、放し飼いの制限、違反者の氏名公表 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼いネコ登録申請書 ・愛ネコ登録証 ・ネコ登録抹消届 ・飼養登録の変更及び再交付申請書 | 人口 登録頭数 1,875人 47頭 |